

## 子ども・子育てビジョン

ビジョンでは、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、子どもと子育てを全力で応援することを目的として、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」という考え方の下、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととしている。

また、基本的な考え方として、「社会全体で子育てを支える」、「『希望』がかなえられる」を掲げ、子ども・子育て支援施策を行っていく際の3つの大切な姿勢として、「1 生命（いのち）と育ちを大切にする」、「2 困っている声に応える」、「3 生活（くらし）を支える」を示している。この3つの大切な姿勢を踏まえ、「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、具体的な取組を進めることとしている。

さらに、このビジョンに基づき、政府を挙げて、子どもを生き育てることに夢を持てる社会の実現のための施策を強力に推進することとしており、2010年度から2014（平成26）年度までの5年間を目途とした数値目標を掲げている。

加えて、ビジョンでは、関連施策については、定期的に進捗状況を点検・評価するとともに、その結果に基づき、必要な見直しを行うこととしている。このため、2011（平成23）年度において、効果的な点検・評価の実施に向けた指標の具体的な設計を行い、その有効性を検証することを目的として、施策の進捗状況の点検・評価のための調査を実施した。

## 子ども・子育てビジョンのフォローアップ

### 1 これまでの施策の評価

これまでの子ども・子育て支援策（いわゆ

る「少子化対策」については、少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく「子ども・子育てビジョン」（2010年1月29日閣議決定）に基づいて各種の取組が行われてきたところである。内閣府の実施した「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のため指標調査」（2011年）などをもとに、目指すべき社会の姿の達成度、国の取組への評価についてみていくことにより、これまでの施策の評価と今後の課題を明らかにすることとしたい。

（「目指すべき社会の姿」）

「目指すべき社会の姿」の達成度についてみると、全体的に厳しい評価だが、特に、「意欲を持って就業と自立に向かえるようにできる社会」（「そう思わない」と「あまりそう思わない」の計57.1%）の達成度への評価が低くなっており、非正規雇用対策や若者の就労支援の実施への評価が低くなっている（本調査においては、取組を例示した上で質問）。これについて、「誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるような社会」（55.6%）や「仕事と家庭が両立できる職場環境の実現が可能な社会」（51.0%）の達成度への評価が低くなっている。

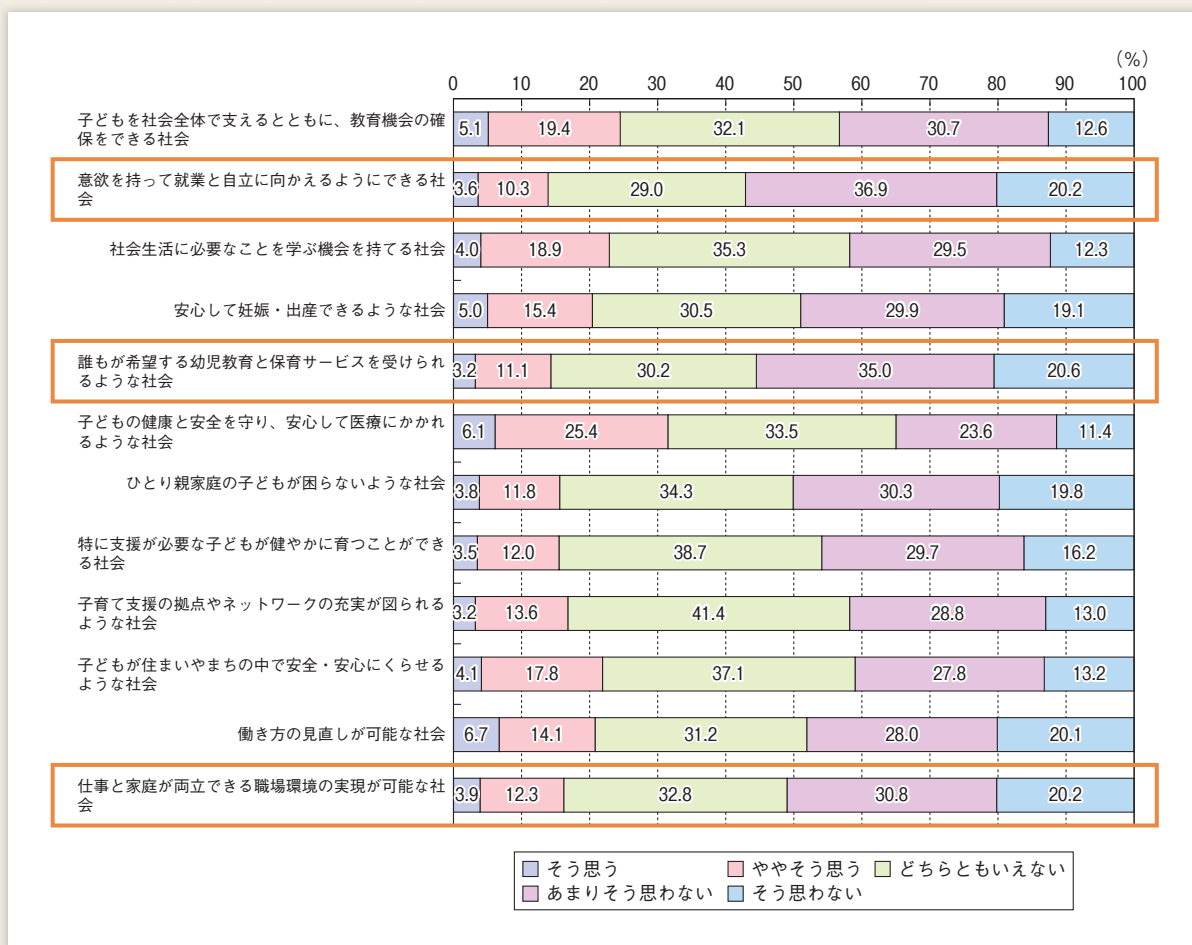
〈評価が相対的に低い項目〉

- ※「あまりそう思わない」、「そう思わない」の合計が50%以上の項目
- ・意欲を持って就業と自立に向かえるようにできる社会（57.1%）
- ・誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるような社会（55.6%）
- ・仕事と家庭が両立できる職場環境の実現が可能な社会（51.0%）
- ・ひとり親家庭の子どもが困らないような社会（50.1%）

（「国の取組」への評価）

このような「目指すべき社会の姿」を実現するために、国がどの程度取り組んでいるか

第1-1-4図 目指すべき社会の姿の達成度



出典：内閣府「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のため指標調査」（2011年）

という評価についてみると、「若者の自立した生活と就労に向けた支援の取組」（「行っていないと思う」と「あまり行っていないと思う」の計57.8%）、「子育てを社会全体で支える取組」（56.6%）についての評価が厳しいものとなっている。

〈評価が相対的に低い項目〉

※「行っていないと思う」+「あまり行っていないと思う」の合計が50%以上のもの

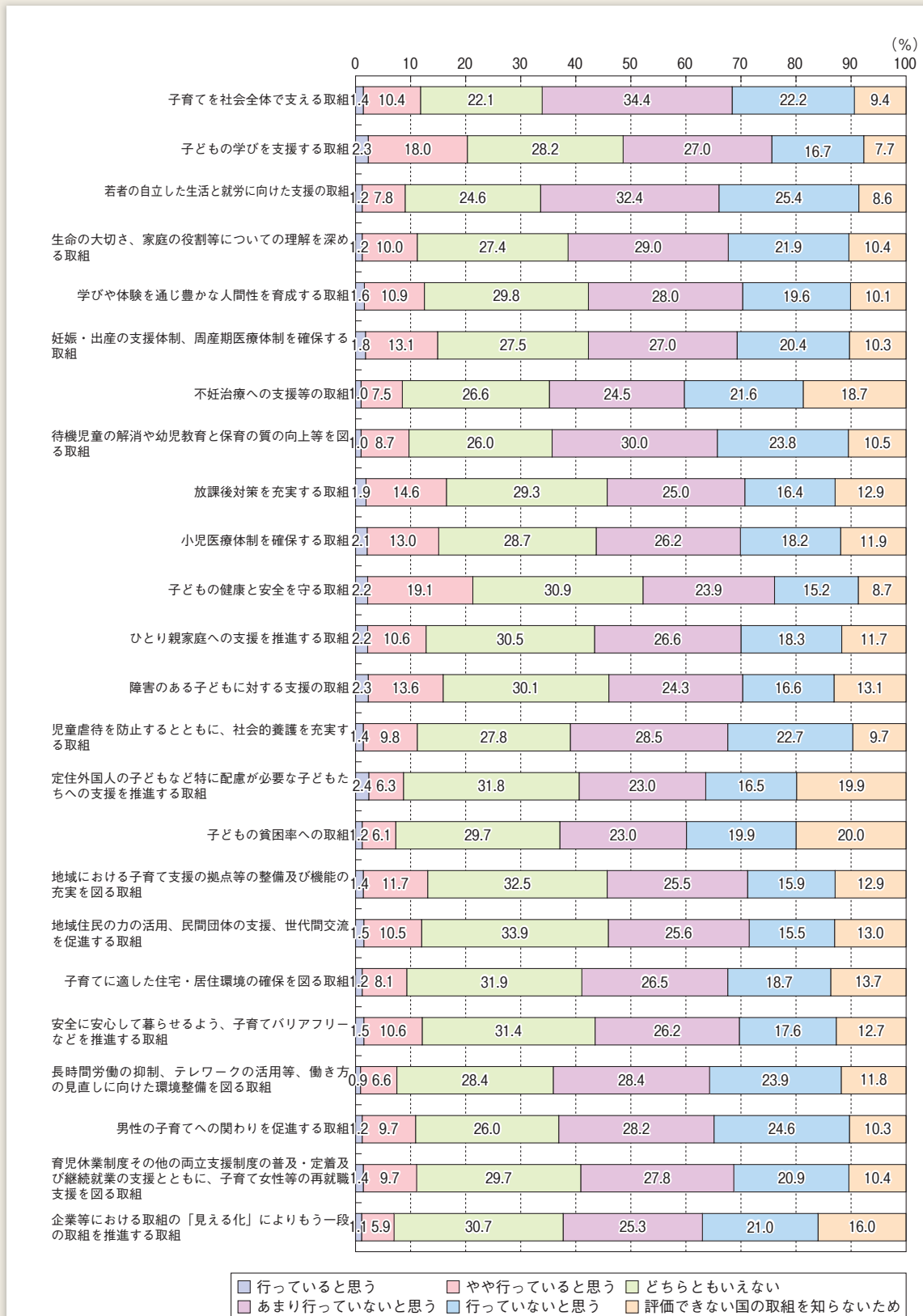
- ・若者の自立した生活と就労に向けた支援の取組（57.8%）
- ・子育てを社会全体で支える取組（56.6%）
- ・待機児童の解消や幼児教育と保育の質の向上等を図る取組（53.8%）

- ・男性の子育てへの関わりを促進する取組（52.8%）
- ・長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る取組（52.3%）
- ・児童虐待を防止するとともに、社会的養護を充実する取組（51.2%）
- ・生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深める取組（50.9%）

（国民の求める「子ども・子育て施策」）

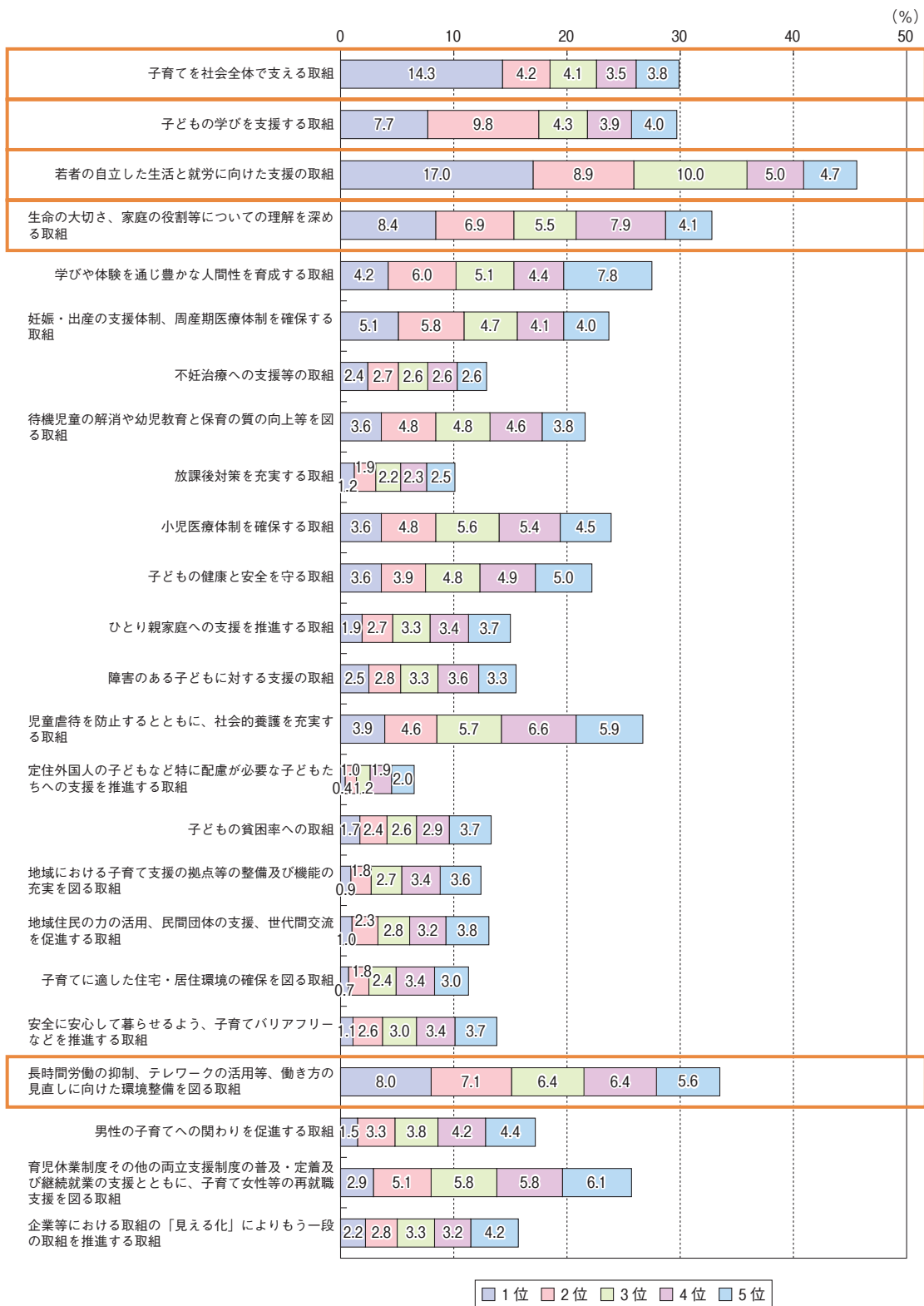
現在行われているビジョンの取組のうち、実現してほしい項目（3項目以上5項目まで選択）として、要望が相対的に多い項目は、「若者の自立した生活と就労に向けた支援の

## 第1-1-5図 「国の取組」への評価



出典：内閣府「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のため指標調査」（2011年）

第1-1-6図 国民の求める「子ども・子育て施策」



出典：内閣府「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のため指標調査」（2011年）

取組」(45.6%)、「長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る取組」(33.5%)、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深める取組」(32.8%)、「子育てを社会全体で支える取組」(29.9%)、「子どもの学びを支援する取組」(29.7%) 等である。

## 2 子ども・子育てビジョンの数値目標の進捗状況

ビジョンにおいては、5年間を目途(2014年度)として、数値目標を掲げている。直近のデータをみると、ほとんどの項目で目標値に向けた進捗が見られるものの、今後目標達成に向けた一層の取組が求められる。



第1-1-7図 子ども・子育てビジョンの数値目標の進捗状況について

項目	子ども・子育てビジョン策定時点 (平成20年度) ※もしくは当時の直近のデータ		現 状 (平成23年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
新生児集中治療管理室 (NICU) 病床数 (出生1万人当たり)	21.2床	—	21.2床 (H20年)	25~30床
不妊専門相談センター	55都道府県市	↗	60都道府県市 (H23年度)	全都道府県・指定都市・中核市
平日昼間の保育サービス <sup>(注1)</sup>				
認可保育所等	215万人 (H21年度見込み)	↗	220万人 (実績) (H23.4.1 (認可保育所定員数))	241万人 <sup>(注2)</sup>
(3歳未満児)	(75万人)	↗	(77万人) (実績) (H23.4.1 (認可保育所利用児童数))	(102万人)
家庭的保育 (内数)	0.3万人 (H21年度見込み)	↗	0.4万人 (H22年度交付決定ベース)	1.9万人 <sup>(注2)</sup>
延長等の保育サービス <sup>(注1)</sup>				
延長保育等	79万人 (H21年度見込み)	—	79万人 (H21年度)	96万人
夜間保育 (内数)	77か所	→	77か所 (H23.4.1)	280か所
トワイライトステイ (内数)	304か所	↗	339か所 (H22年度交付決定ベース)	410か所
その他の保育サービス <sup>(注1)</sup>				
休日保育	7万人 (H21年度見込み)	—	7万人 (H21年度)	12万人
病児・病後児保育	延べ31万人	↗	延べ39万人 (H22年度交付決定ベース)	延べ200万人 ※体調不良児対応型は、すべての保育所において取組を推進
認定こども園	358か所 (H21.4)	↗	911か所 (H24.4.1)	2,000か所以上 (H24年度) <sup>(注3)</sup>
放課後子どもプラン				「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す (H24年度)
放課後児童クラブ <sup>(注1)</sup>	81万人 (H21.5)	↗	83.3万人 (H23.5 現在)	111万人 <sup>(注4)</sup>
放課後子ども教室	8,719か所 (H21.4)	↗	9,733か所 (H23.4)	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す (H24年度)

- (注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。  
 (注2) 平成29年度に44%に達する3歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たすため、女性の就業率の上昇を働き、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合 (3歳未満) を目指し、潜在需要をも含めた待機児童解消を図るものである。  
 (注3) 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れる必要がある。  
 (注4) 平成29年度に40% (小学1~3年サービス提供割合) に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指すものである。  
 ↗は子ども・子育てビジョン策定時点 (平成22年1月29日) から直近のデータが上昇しているもの。  
 →は子ども・子育てビジョン策定時点 (平成22年1月29日) から上昇、下降が見られないもの。  
 ↘は子ども・子育てビジョン策定時点 (平成22年1月29日) から直近のデータが下降しているもの。  
 —は子ども・子育てビジョン策定時点 (平成22年1月29日) と同じデータを使用しているもの。

項目	子ども・子育てビジョン策定時点 (平成20年度) ※もしくは当時の直近のデータ		現 状 (平成23年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	342地区	↘	335地区 (H22.9.1)	全小児救急医療圏 (※364地域 (平成20年9月1日現在))
ひとり親家庭への支援				
自立支援教育訓練給付金事業	88.7%	↗	90.2% (H22年度)	全都道府県・市・福祉事務所設置町村
高等技能訓練促進費等事業	74.3%	↗	87.4% (H22年度)	全都道府県・市・福祉事務所設置町村
社会的養護の充実				
里親の拡充				
里親等委託率	10.4%	↗	11.8% (H22年度末)	16%
専門里親登録者数	495世帯	↗	572世帯 (H22年度末)	800世帯
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 (H21.10)	↗	6,121世帯 (H22年度末)	8,000世帯
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	—		113か所 (H22年度末)	140か所
児童養護施設	567か所	↗	579か所 (H22年度末)	610か所
小規模グループケア	446か所	↗	650か所 (H23.10)	800か所
地域小規模児童養護施設	171か所	↗	221か所 (H23.10)	300か所
児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)	54か所	↗	82か所 (H23.10)	160か所
ショートステイ事業	613か所	↗	626か所 (H22年度交付決定ベース)	870か所
児童家庭支援センター	71か所	↗	87か所 (H23.10)	120か所
情緒障害児短期治療施設	32か所	↗	37か所 (平成22年度末)	47か所
子どもを守る地域ネットワーク (要保護児童対策地域協議会) の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	58.3% (H21.4)	↗	61.6% (H22.4.1)	80% (市はすべて配置)
個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善	35か所 (H21.4)	↗	43か所 (H23.4.1)	全都道府県・指定都市・児童相談所設置市
乳児家庭全戸訪問事業	1,512市町村 (H21.7)	↗	1,561市町村 (H22.7.1)	全市町村
養育支援訪問事業	996市町村 (H21.7)	↗	1,041市町村 (H22.7.1)	全市町村での実施を目指す
地域子育て支援拠点	7,100か所 (H21年度見込み) (市町村単独分含む)	↗	7,555か所 (市町村単独分含む) H23年度交付決定ベース (市町村単独分はH22年度実績)	10,000か所
ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	↗	669市町村 (H23年度交付決定ベース)	950市町村
一時預かり事業 <sup>(注1)</sup>	延べ348万日	↘	延べ340万日 (H22年度交付決定ベース)	延べ3,952万日
商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	↗	80か所 (H23年度交付決定ベース)	100か所
小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率	25.3%	↗	29.9% (H22年度)	33.3%
次世代認定マーク (くるみん) 取得企業数	652企業	↗	1,219企業 (H24.3 未現在)	2,000企業
ポジティブ・アクション取組企業の割合	20.7% (H18年度)	↗	28.1% (H22年度)	40%超
学校教育関係				
大学等奨学金事業の充実				
基準適格申請者に対する採用率	92.4%	↗	93.2% (H23.3 未現在)	基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

- (注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。  
 ↗は子ども・子育てビジョン策定時点 (平成22年1月29日) から直近のデータが上昇しているもの。  
 →は子ども・子育てビジョン策定時点 (平成22年1月29日) から上昇、下降が見られないもの。  
 ↘は子ども・子育てビジョン策定時点 (平成22年1月29日) から直近のデータが下降しているもの。  
 —は子ども・子育てビジョン策定時点 (平成22年1月29日) と同じデータを使用しているもの。

□現状には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。  
 出典：内閣府資料

## 待機児童解消「先取り」プロジェクト

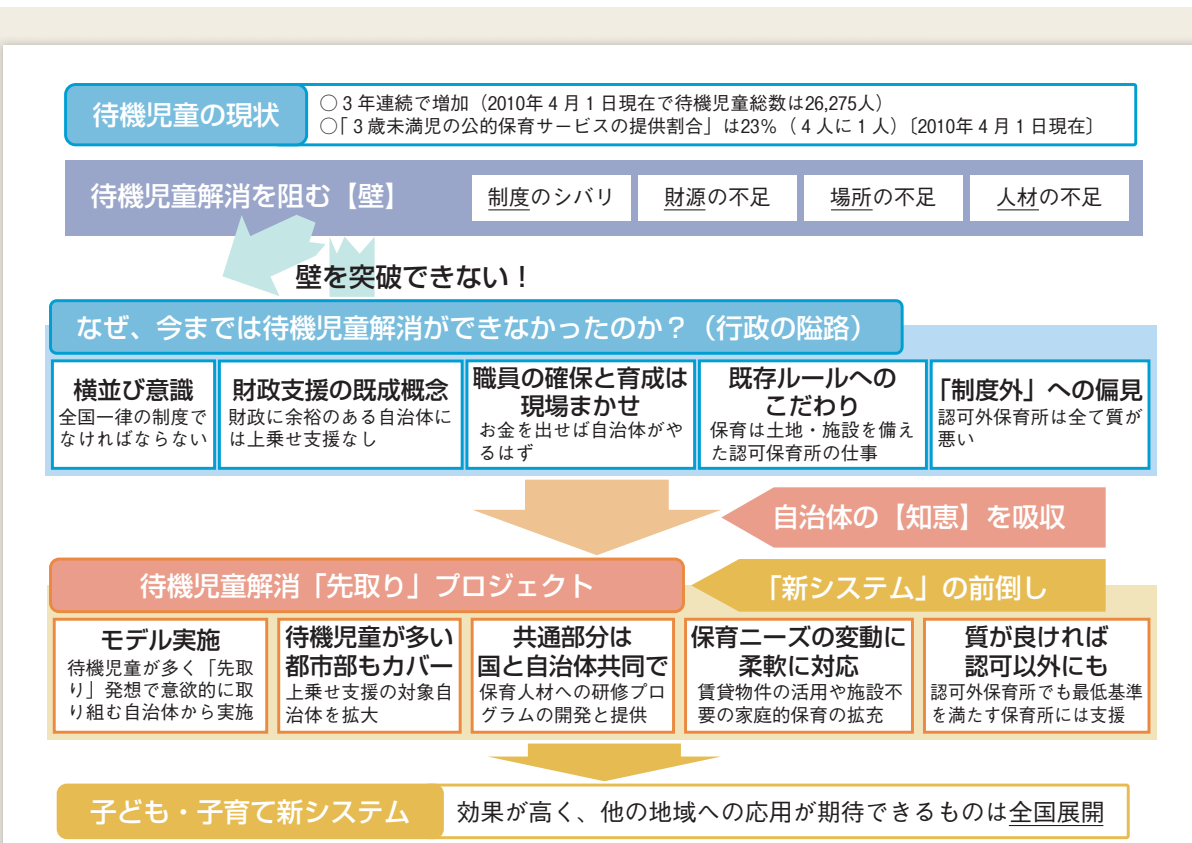
2013（平成25）年度からの実施を目指して「子ども・子育て新システム」（詳細については、第1部第1章第3節を参照。以下「新システム」という。）の検討を進める一方で、厳しい経済状況による影響もあり、待機児童については、都市部を中心に深刻な問題となっていることから、新システムの実施を待たずに速やかな対応を図るため、2010年10月、内閣総理大臣指示により、「待機児童ゼロ特命チーム」（以下「特命チーム」という。）が設置された。特命チームでは、既成概念や既存のルールにとらわれない、効果的な施策を打ち出すため、待機児童の問題に意欲的に取り組む地方自治体などからのヒアリングを踏まえながら、同年11月29日に「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プ

ロジェクト」（以下「先取り」プロジェクト」という。）を取りまとめた。

この「先取り」プロジェクトでは、足下の待機児童の数を見て「後追い」で保育を提供していくのではなく、潜在的な保育ニーズ量を見通しながら、「先取り」で計画的に進めていくとともに、新システムの考え方を「先取り」した取組を行うこととしている。

2011年度は、112の地方自治体について「待機児童ゼロ計画」を採択して、一定の基準を満たした場合に保育所整備の補助率のかさ上げなどを実施した。また、平成23年度第4次補正予算においては、新たに地域型保育・子育て支援モデル事業も実施できることとし、地方自治体の参加要件、また、一部の事業の実施要件について緩和するなどしており、引き続き待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体を対象に実施している。

第1-1-8図 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」概要



待機児童解消「先取り」プロジェクトの概要

【拡】 対象市町村の拡大：待機児童が10人以上いる地方自治体（364地方自治体）→待機児童がいるすべての地方自治体（525地方自治体）  
※地方自治体数は平成22年10月1日現在

<p>① 既存の制度に縛られない「多様で柔軟な保育サービス」の確保</p> <p>【最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成】</p> <p>新システムでの客観的な基準に基づく指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を前倒しで公費助成の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 質の確保された認可外保育施設への公費助成（安心子ども基金）</li> <li>【拡】 認可外保育施設開設準備経費を補助</li> <li>【新】 地域型保育・子育て支援モデル事業（仮称）</li> </ul> <p>※市町村内における地域的な需給不均衡について、小規模かつ多機能な保育事業を実施し、地域の保育ニーズにきめ細かく対応するとともに、各市町村に子育て当事者が参画し、政策効果の検証や事後評価を行う「地方版子ども・子育て会議」を設置</p> <p>【家庭的保育の拡充】</p> <p>待機児童の8割以上を占める3歳未満児を主に対象とする家庭的保育の量的拡充を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施（安心子ども基金）</li> <li>【拡】 保育事業管理者（主任保育ママ）の経費を加算</li> <li>【新】 地域型保育・子育て支援モデル事業（仮称）</li> </ul> <p>※市町村内における地域的な需給不均衡について、小規模かつ多機能な保育事業を実施し、地域の保育ニーズにきめ細かく対応するとともに、各市町村に子育て当事者が参画し、政策効果の検証や事後評価を行う「地方版子ども・子育て会議」を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等（安心子ども基金）</li> </ul> <p>【認定子ども園の普及促進等】</p> <p>幼保一体化の検討も見据え、幼保連携型の認定子ども園の量的拡充や幼稚園での預かり保育の拡充を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保連携型認定子ども園の定員引き下げ</li> <li>○ 幼稚園での預かり保育の拡充（<small>24文科省予算私学助成：35億円</small>）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>② 「場所」の確保</p> <p>【保育所分園整備や家庭的保育実施の建物の確保】</p> <p>公共施設及び民間施設などの既存の建物の余裕スペースを活用し、速効性をもって保育所や家庭的保育等の量的拡充を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賃貸物件の活用（待機児童の多い自治体への整備費の補助要件緩和）（安心子ども基金）</li> <li>○ 既存のビルの空きスペース等の活用（認可保育所の屋外階段設置基準の緩和）</li> <li>○ 家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等（再掲）（安心子ども基金）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>【拡】 公共施設以外の民間の余裕スペースの活用</li> <li>【拡】 余裕スペースを活用した場合の定員要件の撤廃</li> </ul> <p>【保育所整備等のための土地及び建物の確保】</p> <p>都市部における土地や建物確保を後押しするため、公有地や私有地及び地域の余裕スペースの活用を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地借料の補助 ※賃貸物件は除く（安心子ども基金）</li> <li>○ 公園用地の活用</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>【拡】 公共施設以外の民間の余裕スペースを活用</li> <li>【拡】 余裕スペースを活用した場合の定員要件の撤廃</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>③ 「人材」の確保</p> <p>【短時間勤務保育士を活用したローテーション】</p> <p>短時間勤務保育士の活用は既に認められていることについて、地方自治体に周知を図る。</p> <p>【保育を担う潜在的な人材の掘り起こし・再教育】</p> <p>研修プログラムについて、地方自治体に周知を図る。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	

平成24年度は、平成23年度第4次補正予算で対応（安心子ども基金の総額5,031億円の内数）

出典：内閣府資料